

阿見町地域子ども食堂運営奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、子どもの孤食問題の解決を図るとともに、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりの実現に寄与する取組として、任意団体又は非営利団体が町内において設置し、運営する地域子ども食堂の活動を奨励するため、当該団体に対し、予算の範囲内において阿見町地域子ども食堂運営奨励金(以下「奨励金」という。)を交付するものとし、その交付に必要な手続その他必要な事項は、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第6条第1項に規定する子どもをいう。
- (2) 地域子ども食堂 前条の趣旨に則した取組として、食事等の提供を行う施設であって、次に掲げる者を提供対象とするものをいう。
 - ア 阿見町の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に定める住民基本台帳をいう。)に登録されている者(以下「町民」という。)
 - イ 町民以外の者であって、町民である子どもに同伴する保護者に相当する立場である者

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象となる者は、町内において地域子ども食堂(以下「食堂」という。)を開設し、継続的に運営する任意団体又は非営利団体で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に住所を有する地域住民で組織し活動する団体又は町内に主たる活動の拠点を有する団体で、1年以上継続して食堂を運営する意志及び能力を有すると認められるものであること。
- (2) 団体規則、会則その他の組織及び運営に関する事項を定めたものがあること。
- (3) 代表者が明確であること。
- (4) 次条の規定による交付対象事業の実施に際し、明朗な会計及び経理を実施し、その報告が可能な体制を有していること。
- (5) 宗教活動、政治活動又は営利活動を目的としないこと。
- (6) 活動内容が、公序良俗に反するものでないこと。
- (7) 阿見町暴力団排除条例(平成23年阿見町条例第19号)第2条第1項第1号に規定する暴力団、同項第2号に規定する暴力団員又は同項第3号に規定する暴力団員等と密接な関係にある団体でないこと。

(対象事業)

第4条 奨励金の交付対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、町内において食堂を開設及び運営する事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者を利用対象としていること。
- (2) 月1回以上、年間おおむね12回以上の活動が見込めること。
- (3) 1年以上、かつ、1回当たり2時間以上継続して実施していく見込みがあること。ただ

し、災害その他のやむを得ない事情により開催できなかった場合は、この限りでない。

(4) 提供する食事に対する対価は、無料又は食材等の実費相当額とすること。

(5) 1回当たりの利用人数を10名以上の規模としていること。

(6) 食堂に係る他の補助金又は交付金の交付を受けていないこと。

(奨励金の額等)

第5条 奨励金の額は、新たに対象事業を開始する団体にあつては35万円とし、継続して対象事業を実施する団体にあつては30万円とする。

2 奨励金は、一の年度につき1回交付するものとする。

(交付の申請等)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、阿見町地域子ども食堂運営奨励金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第7条 町長は、前条に定める奨励金の交付申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、奨励金の交付を決定した場合は、阿見町地域子ども食堂運営奨励金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定の後、速やかに奨励金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定を受けた者は、交付決定を受けた年度の翌年度の4月末日までに阿見町地域子ども食堂事業実績報告書(様式第3号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還)

第9条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定を取り消し、又は奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) この要綱及びこの要綱に基づく町長の指示に従わないとき。

(3) その他奨励金を交付することが不適当と認められるとき。

2 町長は、前項の規定に基づき取消しを行ったときは、その旨を阿見町地域子ども食堂運営奨励金交付決定取消通知書(様式第4号)により交付決定を受けた者に通知するものとする。

(要綱の見直し)

第10条 町は、この要綱の施行の日から5年を超えない期間ごとに、必要に応じて社会情勢の変化等を勘案し、この要綱の施行状況及び食堂運営のあり方について検討し、必要があると認められる場合には、この要綱の見直しを行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和6年度に実施される対象事業から適用する。

(阿見町地域子ども食堂支援事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 阿見町地域子ども食堂支援事業補助金交付要綱(令和3年阿見町告示第1号。以下「補助金交付要綱」という。)は、廃止する。ただし、この告示による補助金交付要綱の廃止以前に行われた交付申請に係る補助金交付要綱第9条から第15条までの規定は、補助金交付要綱の廃止後も、なおその効力を有する。